

愛がん動物用飼料の基準・規格の設定

I	基準・規格設定の経緯及び今後の予定	1
II	基準・規格の設定	
○	製造方法基準・成分規格	3
○	表示の基準	6
III	法律の施行体制等	8

I 基準・規格設定の経緯及び今後の予定

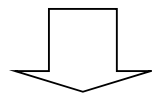
基準・規格の設定に関する規定

【愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(抄)】

(基準及び規格)

第5条 農林水産大臣及び環境大臣は、愛がん動物用飼料の使用が原因となって、愛がん動物の健康が害されることを防止する見地から、農林水産省令・環境省令で、愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示につき基準を定め、又は愛がん動物用飼料の成分につき規格を定めることができる。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、前項の規定により基準又は規格を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、農業資材審議会及び中央環境審議会の意見を聴かなければならない。



製造する場所で消費される場合を除く犬用及び猫用ペットフードについて基準・規格を設定

法施行後の基準・規格の追加設定について

- ◆法施行後も引き続き検討を行うこととしている成分等について、実態調査等を実施し、科学的知見を収集

農業資材審議会・中央環境審議会で基準・規格の設定を審議

- ◆成分規格・製造方法基準の追加等が必要な場合には、パブリックコメントやWTO-SPS通報等の必要な手続きを行い、省令を改正
- ◆新しい規制について事業者にも周知徹底、必要な準備期間の確保、消費者への広報

Ⅱ 基準・規格の設定

○ 製造方法基準・成分規格

1. 基本方針①

1. ペットに対する健康影響要因を特定するため、次のような事項を考慮
 - ① ペットフードによるペットの被害事例
 - ② ペットに対する健康影響の強さ
 - ③ ペットフードに使われる原料の汚染状況
 - ④ 諸外国における規制状況
2. 動物の生命及び健康の保護のための措置をとる場合は、科学的な原則に基づくことが国際的なルール
3. 関連する科学的知見を収集し、健康に影響を与える可能性の高い要因を特定

1. 基本方針②

4. 安全性を損なう問題などを考慮し、右の5つのカテゴリについて、基準・規格を設定



5. 製品のタイプごとに水分含量が異なるが、基準値の水分含量は、最も一般的なドライタイプの値を参考にして、10%として設定
6. 国内の科学的データが十分でない場合は、諸外国(特に米国、EU)で設定・運用されている基準値等を参考に、暫定的な指導基準の設定等によって対応
7. 基準・規格の設定後も、科学的知見の収集に努め、新たな知見が得られた場合は、専門家の意見を聴きながら見直しを検討

2. 基準・規格で規制する物質等①

<成分規格の設定>

分類	物質等	基準値 (ppm)	備考
かび毒	アフラトキシンB1	0.02	
農薬	グリホサート	15	
	クロルピリホスメチル	10	
	ピリミホスメチル	2	
	マラチオン	10	
	メタミドホス	0.2	
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150 (合計量)	犬用:エトキシキンは75 ppm以下

2. 基準・規格で規制する物質等②

<製造方法基準の設定>

分類	物質等	基準	備考
有害微生物	有害微生物全般	適正な加熱処理、水分調整等を行うよう製造基準を設定	
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない	
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原料又は材料を用いてはならない	施行通知等で解釈を補足
全般的事項		法律第7条に基づき必要に応じて規制	

3. 今年度以降に検討する物質等①

- ・ BHC、DDT等の有機塩素系化合物については、汚染実態調査を実施した上で、平成21年度中を目途に基準値を設定
- ・ ただし、米国及びEUですでに基準値が設定されているものについては、米国とEUの基準値を参考に暫定的な指導基準を設定する予定

物質名	暫定基準値(案) (10%ベース) (ppm)	米国の基準 (ppm)	EUの基準 (12%ベース) (ppm)
γ-BHC	0.2	0.1	0.2
DDT DDD DDE	0.5(合計量)	0.5(合計量)	0.05(合計量)
アルドリン ディルドリン	0.03(合計量)	0.03(合計量)	0.01(合計量)
ヘプタクロル ヘプタクロルエポキシド	0.03(合計量)	0.03(合計量)	0.01(合計量)

3. 今年度以降に検討する物質等②

・水銀等の重金属等に関しても、平成21年度に汚染実態等のデータを収集した上で、基準値を設定する。

分類	物質等
重金属等	水銀
	カドミウム
	鉛
	ヒ素

・今年度以降、汚染実態等のデータを収集した上で、基準値を設定する方向で検討。必要に応じて対象物質等の追加も検討する。

分類	物質等
かび毒	デオキシニバレノール
添加物	亜硝酸ナトリウム
	ソルビン酸

○ 表示の基準

1. 基本的な留意事項

表示の検討に当たっては、以下に留意

1. ペットフード安全法は、ペットフードの安全確保を目的としており、表示項目についても安全確保の観点から必要な情報であること
2. 消費者にとってなるべくわかりやすく、かつ、事業者にとって不必要なコストアップを強いるものではないこと
3. ペットフードの表示に関しては、「不当景品類及び不当表示防止法」(景表法)に基づく公正競争規約がルールとして既に機能しており、この規約との関係に十分注意すること

2. 表示を義務付ける事項

安全確保や問題発生時の原因究明の観点から、ペットフード安全法により、以下の5つの事項については表示を義務化

① 名称

犬用又は猫用であることがわかるような一般的な名称

② 原材料名

原則として使用した原材料(添加物を含む)をすべて記載。実行可能性を考慮し、穀類、魚類等の分類名による表示も認める。

③ 賞味期限

製造業者が科学的、合理的根拠に基づき適正に設定する。

④ 事業者名及び住所・所在地

事業者名は、事業者の種別(製造者、輸入者又は販売者)と名称を表示

⑤ 原産国名

最終加工工程を完了した国

3. 公正競争規約との比較

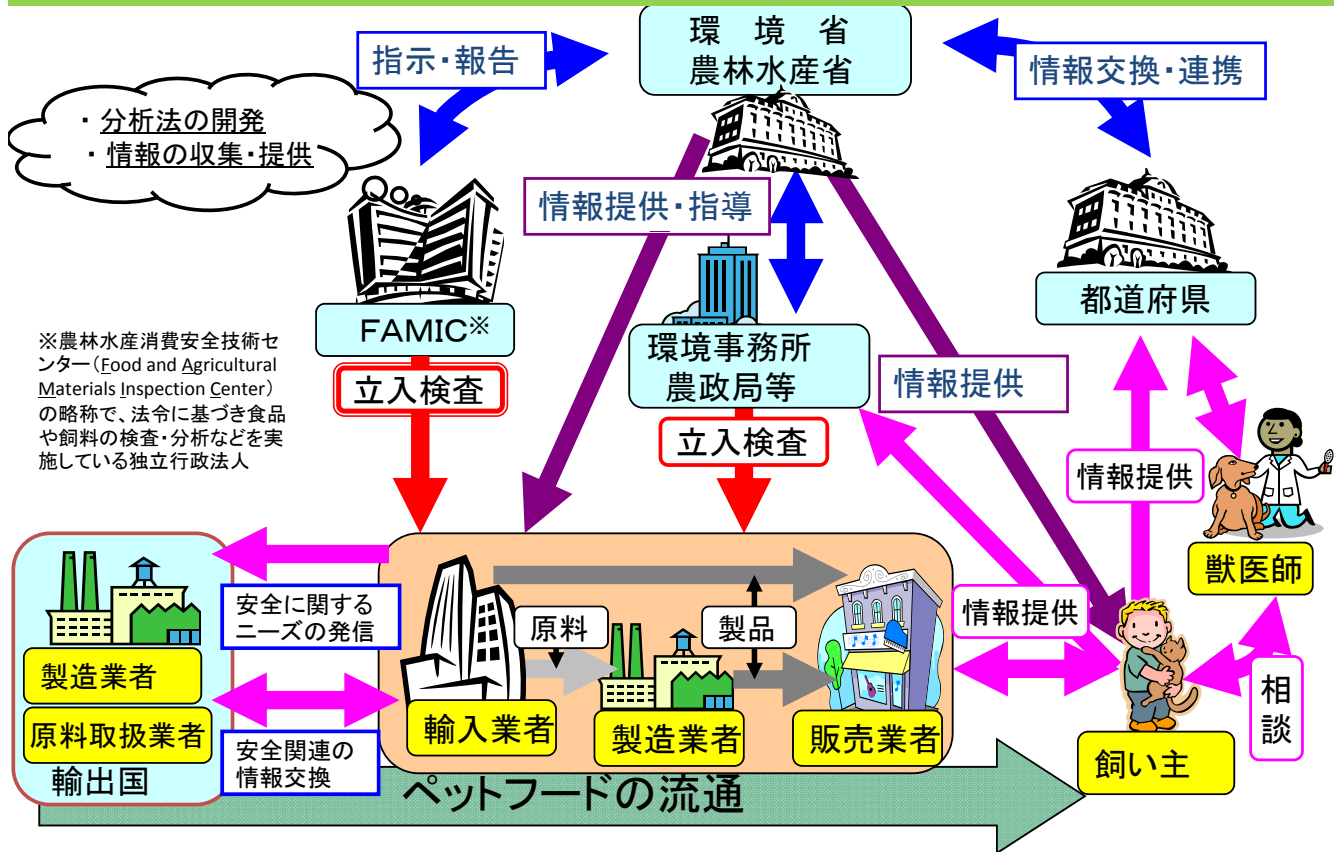
ペットフード安全法と現行の公正競争規約において、表示方法が異なる主な事項は以下のとおり。

なお、公正競争規約についても、ペットフード安全法の施行にあわせて7月中に表示方法を改正する予定。

事項	公正競争規約	ペットフード安全法
賞味期限	「賞味期限」又は 「製造年月＋賞味期間」	<u>「賞味期限」の表示を義務化</u>
原材料名	主な原材料の重量の合計が80%以上となるよう表示 使用した添加物は原則として全て表示	<u>添加物を含めて、使用した原材料は原則として全て表示を義務化</u>
原産国名	「国産」の場合、省略可	<u>必ず記載</u> 「国産」との記載も可

Ⅲ 法律の施行体制等

1. ペットフードの安全確保の体制



2. FAMICによる立入検査の進め方

1. 原則として無通告で立入り、以下について検査

- ① 帳簿等
- ② 製造設備
- ③ 品質管理状況
- ④ 保管状況
- ⑤ ペットフードの分析

2. 本年12月には実際の検査を開始するため、FAMICは、サンプリング方法や分析方法を確立するための作業を進めており、秋頃に検査方法を公表する予定。

3. 立入検査の実施に先立ち、事業者がペットフードの安全確保や立入検査に当たって留意すべき事項をFAMICから示す予定

3. ペットフード関係者との連携



4. 普及啓発の取組

1. ペットフードの安全確保を図るためには、法による規制だけではなく、一般の飼養者がペットフードの与え方などについて正しい知識を持つことが大切。
2. 一般の飼養者への普及啓発を進めるため、平成20年度、環境省ではペットフードの与え方や保存方法等についてのリーフレットやガイドラインを作成。(ガイドラインは参考資料5を参照。)
3. 環境省、農林水産省等のホームページでも一般向けQ&Aなど各種情報を発信。
4. 平成21年度はペットフード安全法を紹介するリーフレットを作成予定。引き続き普及啓発を図っていく。